

令和6年度 中小企業のイノベーション創出を支援する

イノベーション・プロデューサーの公募要領

(令和6年度成長型中小企業等研究開発支援事業

(中小企業のイノベーション創出を支援する「イノベーション・プロデューサー」による活動支援実証事業))

令和6年3月15日

中小企業庁

経営支援部

技術・経営革新課

中小企業庁は、中小企業のイノベーション創出を支援する「イノベーション・プロデューサー」による活動支援実証事業を実施するため、「イノベーション・プロデューサー」を以下の要領で広く募集します。

1. 募集の目的・概要

中小企業の稼ぐ力を強化し成長につなげるという観点で、イノベーションは大幅な成長をもたらす有力な手段の一つです。イノベーションを創出し、新製品・新サービスを生み出すためには、自社の強みの認識・言語化を行うとともに、既存事業の関係先以外のニーズを探索し、得られたニーズと自社の強みの間を往復しながら新製品・新サービスの構想・具体化を行い、差別化戦略を構築する機能が必要であり、こうした機能を補完又は中小企業に代わって提供する支援策が求められています。

中小企業庁では、イノベーションの創出を目指す成長志向型の中小企業を対象として、こうした機能を補完又は中小企業に代わって提供し、新製品・新サービスの創出を支援する「イノベーション・プロデューサー」のモデルとなる者及びそのチーム等(以下、「実証事業者」という。)を13者程度募集します。選定された実証事業者には、中小企業による新製品・新サービスの創出のプロセス・手法の整理にご協力いただくとともに、その活動の拡大(例:御自身の活動範囲の拡大、人材育成による新しいイノベーション・プロデューサーの増加)について実証事業を実施していただきます。

なお、事業実施にあたっては、中小企業庁経営支援部技術・経営革新課(以下、「当課」とする)及び、中小企業庁から委託する実証事務局と事前に協議することとします。また、経済産業省及び中小企業庁によるイノベーション創出支援の取組や以下の報告書等を勘案してください。

■ 中小企業のイノベーションの在り方に関する有識者検討会

・中間とりまとめ報告書 概要

(https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/innovation/report/20230622report_01.pdf)

・中間とりまとめ報告書

(https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/innovation/report/20230622report_02.pdf)

2. 実証事業者の種類及び要件並びに再委託額

実証事業者は以下のとおり。応募時に「イノベーション・プロデューサー」とするか「トライアル実証事業者」とするかは選べず、審査において提案内容により決定します。

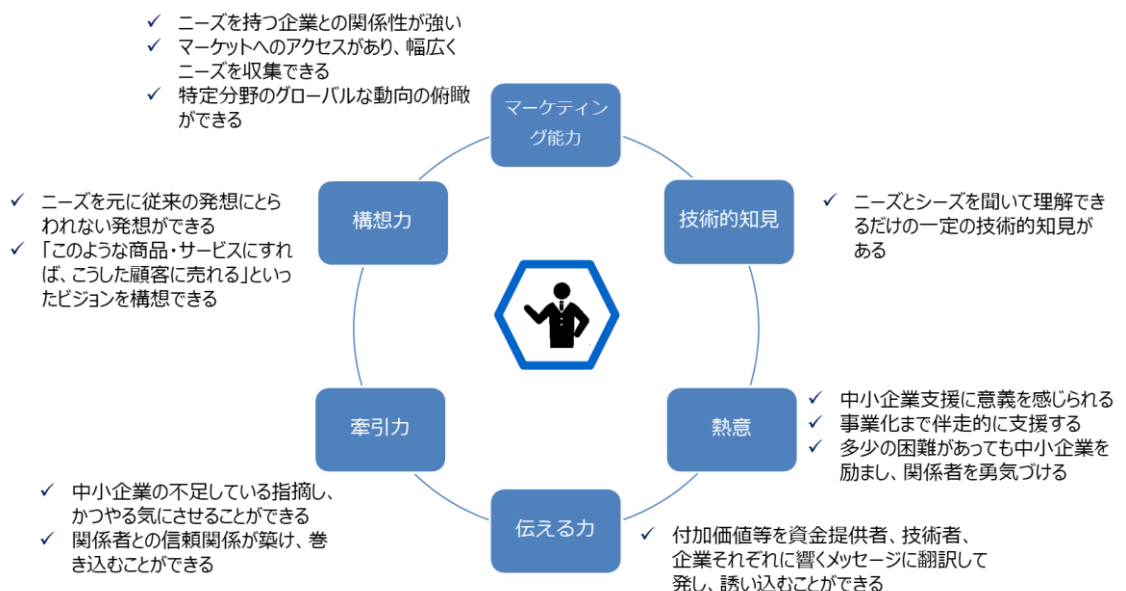
※令和5年度に実証事業者として採択された者も、提案内容によっては継続採択されるとは限りません。

(1) イノベーション・プロデューサー：上限3,000万円

以下の要件を満たす者とし、個人・法人の別や所属団体は問いません。

- 市場ニーズへのアクセス手段を有しており、幅広い市場調査を通じて、中小企業のコア技術・ノウハウを元に「このような商品・サービスにすれば、こうした顧客に売れる」という事業化のビジョンを構想できる。
- イノベーションのインパクトや期待される付加価値を中小企業、技術者・研究者、新商品・新サービスの潜在的な顧客、資金提供者等、それぞれに響くメッセージに翻訳して発信し、支援するイノベーション活動に誘い込むことができる。
- 中小企業のコア技術・ノウハウとマーケットニーズとの間にあるギャップを分析し、それを克服するため、研究開発やノウハウの磨き上げや外部機関との連携を指南できる。
- 本事業の中小企業支援としての公益性に賛同し、多少の困難があっても、事業化までやり遂げるよう、中小企業を励まし、関係者を勇気づけることができる。
- 構想段階から事業化まで中小企業を伴走支援できる。
- 中小企業を対象とした上記活動について実績があり、実証事業を行う十分な体制を有している。

【イノベーション・プロデューサーの備えるべきケイパビリティ】



(出典：第4回 中小企業のイノベーションの在り方に関する有識者検討会 事務局資料)

(2) トライアル実証事業者：上限1,000万円

要件は、上記(1)と同様のものとします。

中小企業に対するイノベーション支援の実績等が必ずしも十分ではないものの、斬新な

アイデアやマーケットとのつながりなど、事業を通じて一定の成果を出す可能性があり、将来的にイノベーション・プロデューサーとしての活動が期待されるものを対象とします。

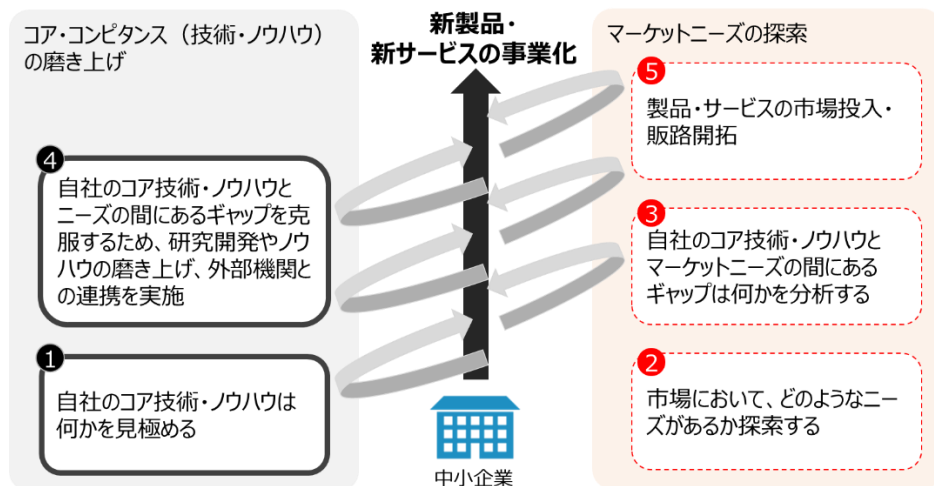
※ 事業規模が少額となるため、応募時の提案額が1,000万円を超える場合には、当課と協議の上、事業内容を見直すこととし、1,000万円の事業費の範囲内で同様の成果が期待できる場合に正式採択することとします。

3. 実証事業者が行う事業の内容と留意事項

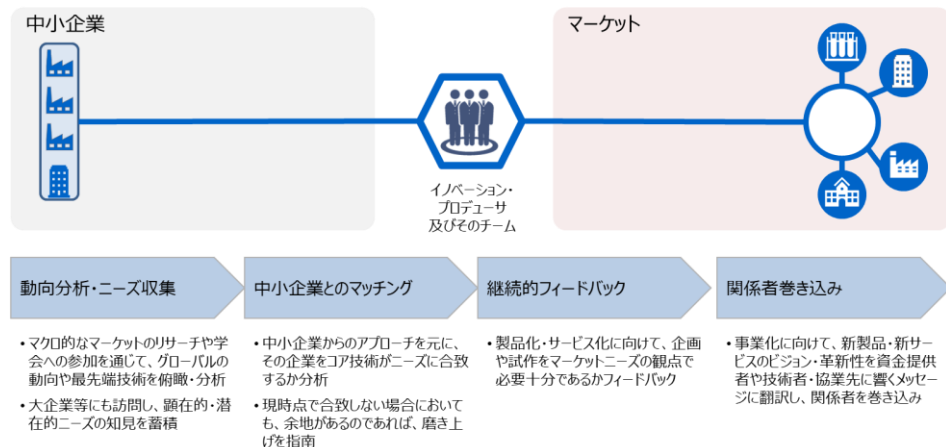
(1) 事業の内容

中小企業の新事業・新サービスの事業化につながるイノベーションのプロデュース活動をモデル事業として行っていただきます。イノベーションのプロデュース活動とは、市場ニーズの収集、ニーズと中小企業の強み(コア技術・ノウハウ)からの新製品・新サービスの構想、市場ニーズとのギャップを埋める指南、関係者の巻き込み、事業化等まで伴走的に支援する一連の作業を指します。

【技術とマーケティングの創発】



【イノベーション・プロデューサーの活動】



今回の実証では、従来から上記に類似した活動に実績を持つ方の活動を、さらに「拡大」できるかどうかについて検証いたします。モデル事業の具体内容・方法については任意の

内容としますが、以下のようなものが想定されます。なお、活動の拡大可能性を検証する事業となるため、従来から行っている業務は検証の対象になりません(令和5年度に採択された者で、本事業において実施した業務を除く)。

例1. イノベーション・プロデューサーの活動領域の拡大の実証

現在、イノベーション・プロデューサーが活動する領域とは異なる地域・分野(※)において従来から行っている活動と同程度のプロデュース活動が行えるか実証する。

※分野の目安

日本産業分類における中分類を目安とする

例2. イノベーション・プロデューサー活動の担い手拡大の実証

イノベーション・プロデューサーが、次のイノベーション・プロデューサー候補となる人材の育成を行い、当該候補による同様の活動の再現性(イノベーション・プロデューサーの手法・ノウハウを元に同様の活動を行うことができるか)を実証する。なお、座学のみは認めず、必ず中小企業のイノベーション創出をプロデュースする実務を含み、中小企業のイノベーション活動に関する一定の成果(※)を求める。

※成果の例

イノベーション・プロデューサー候補による支援により、

(例1) 支援企業内でプロジェクトが立ち上がる

(例2) 支援企業内で新規開発チームが編成される

(例3) 協業先、資金提供者等とつながる

(例4) 新製品・サービス開発が始まる

いずれの場合でも、新事業の事業化までの支援内容や、上記「例2」の場合には人材育成計画の全体像を提示した上で、令和6年度事業の終了時点での目標を示してください。目標は、イノベーション・プロデューサーの活動目標だけでなく、支援対象の中小企業のイノベーション活動がどのような状態にあるか、育成対象の人材がどのように成長しているか等を示してください。なお、審査に当たっては、研究開発・事業開発要素の深さも鑑み、必ずしも事業化に近いものが評価されるとは限りません。

なお、提案内容に事業趣旨からずれるものが一部含まれている場合には、採択者決定後に提案内容及び計画、再委託額を精査した上で再委託契約を行います。

<本事業の対象外となる活動>

- ① イノベーション活動に直接にかかわらない経営改善に係る支援
- ② プロダクトイノベーション以外のイノベーション(既存製品の脱炭素化を含むプロセスイノベーション等)に係る支援

(2) 実証事業者が対象とする中小企業

支援対象となる中小企業について、事務局では募集を行いません。実証事業者にて、支援対

象の発掘をした上で、ご応募をお願いします。

支援対象企業の選定方法は任意の方法としますが、次の要件を満たす中小企業とします。
なお、全国に所在する中小企業を対象とし、特定の地域等に限定しないこととします。

また、採択者決定後に当課から支援対象となりうる企業を紹介する場合がございます。その場合は、支援対象の追加や、関係機関との連携等、最大限の協力をお願いします。

<支援対象とする中小企業の要件>

- 中小企業者等(「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する「中小企業者」または同法第2条第5項に規定する「特定事業者」)であること(ただし、いわゆる「みなし大企業」については対象としない)
- 日本国内において事業を営み、本社を置いていること
- 本事業にてプロダクトイノベーションに取り組むこと

<留意事項>

- 支援対象企業は、成長志向であり、イノベーション・プロデューサーからの助言に応えられる姿勢・体制がある企業が望ましい。経営状態が悪く、イノベーション活動が可能なリソース・体制がない場合には本事業における支援の対象外とする。
- 現在の売上が10億円以上100億円未満であり、将来的に売上高100億円を目指せる企業が望ましい。
- スタートアップ(設立15年以内の中小企業者等)については、排除はしないが、メインの対象とはしない

<みなし大企業の定義>

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業(外国法人含む)の所有に属している法人
 - ② 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業(外国法人含む)の所有に属している法人
 - ③ 大企業(外国法人含む)の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
 - ④ 発行済株式の総数又は出資金額の総額が①～③に該当する法人の所有に属している法人
 - ⑤ ①～③に該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている法人
- ※ 直接的、間接的に所有されているかどうかを問わず、条件に合致する場合には「みなし大企業」に該当するものとする

<大企業の定義>

中小企業者等以外で事業を行う者(自治体等公的機関を含む)のこと。

ただし、以下に該当する者については、「大企業」として取り扱わないものとする。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)

- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

4. 知見・ノウハウの収集・整理、本事業の出口案の検討への協力

イノベーション・プロデューサーによる活動(支援方法)には、その環境等により様々なバリエーションがあると考えられます。またそのノウハウは属人的な暗黙知となっており、効率的に伝承できる状態となっていないことが想定されます。そのため、事務局にて、特に新製品・新サービスを生み出すプロセス・手法についての知見を収集・整理し、イノベーション創出に寄与している共通項を抽出し、実証事業の成果や課題の整理を行います。令和5年度に新製品・新サービスの構想段階から市場投入まで幅広く調査を行いました。令和6年度は、令和5年度の調査内容も踏まえた上で、ニーズと企業の強み(技術・ノウハウ)のギャップの克服等までを中心に深掘りして調査を行います。調査範囲は、今回の実証内容に加え、実証事業者の従来からの活動も参考にします。必要に応じて、トライアル実証事業者も対象とし、具体的な調査内容・方法等は当課と相談の上、決定します。

また、イノベーション・プロデューサーの活動が自律的に拡大していくための方法について検討します。

上記調査のため、事務局が、イノベーション・プロデューサーにヒアリングや活動への同行をさせていただきます。そのため、調査をする上で、効果的な同行・ヒアリングのタイミングなど採択後にご調整・ご提案をお願いします。

整理した内容を公表する場合は、対象者の了解を得た範囲とし、支援先企業等を含む情報が第三者へ提供されることはございません。

5. 定期報告会への参加

実証事業者は、事業の進捗状況の報告等のため、定期報告会を原則1か月に1回程度開催することとします。オンラインで行う事を可能としますが、3か月に1回程度、現地での対面にて開催することとします。また、実証事業者同士の対話・情報交換の場や、成果報告会を設けた場合には、参加することとします。

6. 広報活動への参加

事務局において、イノベーション・プロデューサーに係る以下の内容の広報を行うため、協力依頼をした場合にはご対応をお願いします。

① 広報による訴求対象

マーケットインでのイノベーションに取り組みたい中小企業
次のイノベーション・プロデューサーの成り手となる人材

② 内容

中小企業には、マーケティングの視点が不足している場合が多く、成長のためには、マーケットに通じ新事業創出の経験もあるイノベーション・プロデューサーによる支援が必要。そのため、イノベーション・プロデューサーとして採択された者に光を当て、その活動実績や成果、活動のやり甲斐等を広報することで、イノベーションに取り組みたい中小企業によるイノベーション・プロデューサー支援への関心を喚起する。また、イノベーション・プロデューサーという職責について、次のイノベーション・プロデューサーになりうる者に「自分もやりた

い」と思わせるようなブランディングをしていく。

例えば、中小企業等が多く集まる大規模展示会の基調講演等で、イノベーション・プロデューサーの講演やパネルディスカッションを行うなどが考えられる。

7. 留意事項

- **活動の拡大可能性を検証する事業となるため、従来から行っている業務は検証の対象になりません。**
- 従来から行っている業務と切り分けが出来るよう、日誌等をしっかりつけ、人件費や旅費等の活動費の算出を行ってください。
- 来年度以降については、予算の確保・成立が前提となりますが、本事業は継続的に行う予定です。なお、来年度の実証事業者については、今年度の活動内容を踏まえ改めて選定いたします。

8. 事業実施期間

契約締結日～令和7年1月末ごろ(具体的日付は事務局にて決定いたします。)

9. 応募資格

応募資格:次の要件を満たす企業・団体、個人等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
- ⑦ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう)または暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう)もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと

10. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日:令和6年3月15日(金)

締切日:令和6年4月4日(木)17時必着

(2) 説明会の開催

開催日時:令和6年3月21日(木)11時00分～12時00分

「Microsoft Teams」によるオンライン開催

参加を希望される方は、参加登録フォームに連絡先(社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス)を令和6年3月19日(火)17時までに登録してください。(事前にテスト連絡をさせていただきます場合があります。)
「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

<説明会 参加登録フォーム>

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/honsyo06/r6inobepsetsumeikai>

(3) 応募書類

- ① 以下の書類を(4)により提出してください。
 - ・ 様式1:申請書
 - ・ 様式2:企画提案書
 - ・ 様式3:再々委託費が50%を超える理由書(該当する場合のみ)
 - ・ 様式4:情報取扱者名簿及び情報管理体制図
 - ・ 様式5:暴力団排除に関する誓約書

- ・ 様式6:事業費総額の積算根拠
 - ・ 人件費単価根拠(様式自由 ※委託事業事務処理マニュアルを参照)
 - ・ 5分程度のプレゼン動画(④を参照)
- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。応募書類は返却しません。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④ プレゼン動画について
- ・ スマートフォンやビデオカメラで撮影した動画ファイルをご提出ください。プレゼンテーションの形式は自由です。
 - ・ プレゼンの時間は5分間を目安とします。
 - ・ イノベーション・プロデューサーのプレゼンが評価対象となります。他の従事者もサポートいただいても結構ですが、審査対象はあくまでイノベーション・プロデューサーとなる点をあらかじめご了承ください。
 - ・ 動画の画質は審査対象には含みません。ただし、プレゼンの様子が確認できないほど荒い動画の場合は正しい審査ができません。
- ⑤ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となります。また、契約通りに事業が実施されなかった場合、再委託費の全部または一部を減額する場合もあるので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類は以下のフォームから提出してください。

<応募フォーム>

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/honsyo06/r6inobepoubo>

<留意事項>

- ・ すべてのファイルを zip 形式で一つにまとめてください。
- ・ zip ファイルは10MB 以内にしてください。10MB に収まらない場合は、ファイルを分割して予備登録フォームからアップロードしてください。
- ・ ファイル名は「申請者名」のみとしてください(例:株式会社中小企業庁、(個人応募の場合)経産太郎)。分割した場合は、申請者名の後に「_番号」をつけてください。(例:株式会社中小企業庁_2、経産太郎_3)
- ・ ファイル名に環境依存文字を使用しないでください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、公募要領等を熟読の上、注意して記入してください。

11. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて、提案に関するプレゼンやヒアリングへの対応をしていただく場合があります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 申請者が 2.の要件及び 9.の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1.事業の目的及び 3.事業の内容に合致しているか。また、令和6年度中に一定の成果が見込めるか。
- ③ イノベーション・プロデューサーが提供するマーケットや新事業の構想が以下のいずれかに該当するか。また、中小企業が参入することで、中小企業自身の成長に寄与するか。
 - ・ 将来において成長発展が期待される分野か
 - ・ 社会課題の解決に資するものか
 - ・ GX や経済安全保障など、経済産業政策と整合的であるか
- ④ イノベーション・プロデューサーが十分な能力及び実績を有しているか。
- ⑤ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。また、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。

(3) 採択件数

13件程度(イノベーション・プロデューサーとトライアル実証事業者の合計)

(4) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、中小企業庁のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

12. 契約について

(1) 契約形態等

採択された申請者について、事務局と提案者との間で再委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、事務局との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。



(申請) ↑ ↓ (再委託※)

イノベーション・プロデューサー(実証事業者※)

※実証事業者が希望する場合は、再委託でなく謝金の支払いとすることも可。

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

(2) 契約上限

イノベーション・プロデューサー 3,000 万円(税込み)

トライアル実証事業者 1,000 万円(税込み)

13. 成果物の納入

事業報告書の電子媒体1部を事務局に納入。事業報告書は、実証事業における成果のほか、計画上、令和6年度中に事業化に至らない場合には、実証事業期間終了後、事業化に向けて解決すべき課題の整理・解決方法の抽出を含め、次年度以降の計画策定を想定しています。

なお、実施にあたっては、事務局と協議のうえ作成にあたっていただきます。

14. 再委託金等の支払時期

再委託金等の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

ただし、事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い(概算払)も可能です。概算払を希望する場合は、事業開始後に事務局あて個別にご相談ください。支払いの額や時期については、事務局と相談の上、決定することとします。なお、事業開始直後は数百万程度までの概算払となります。

15. 支払額の確定方法

事業終了後、実証事業者より提出いただく実績報告書に基づき、原則として事務局が現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

16. 再々委託について

(1) 再々委託(実証事業者からの委託)、外注に関する体制等の確認

- ・ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再々委託はできません。
- ・ なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再々委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」について

ては以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- 事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
 - 再々委託・外注先の業務執行管理（再々委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
 - 報告書（構成及び作成、再々委託・外注先の内容とりまとめ）
 - その他、執行管理業務と想定する業務 など
- ・ 総額に対する再々委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再々委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
 - ・ 再々委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること）。
 - ・ 提案書等において再々委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、実証事務局において再々委託内容の適切性などを確認し、実証事業者に対して、契約締結までに履行体制を含め再々委託内容の見直しの指示をする場合がある。
 - ・ なお、本事業は再々委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認する。

<参考：再々委託費率が高くなる傾向となる事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

(2) 一般管理費率の算出基礎の見直し

（一般管理費＝（人件費＋事業費）（再々委託・外注費を除く）×一般管理費率）

17. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費 ※採用に係る費用は認めない
II. 事業費	
①旅費・交通費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
②会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）

③ 専門家謝金・旅費	事業を行うために必要な謝金(会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力・新事業の企画・開発に関する助言等に対する謝金等)
④ 備品費 (借料及び損料)	事業を行うために必要な物品(ただし、1年以上継続して使用できるもの)の購入、製造に必要な経費 事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
⑤ 消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの(ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。)の購入に要する経費(書籍、資料等)
⑥ 印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット ※報告書の印刷は不要
⑦ 補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費
⑧ 通信運搬費	郵便料、運送代、通信・電話料等
⑨ クラウド利用費	クラウドサービスの利用に関する経費(技術導入費を除く)。
Ⅲ. 再々委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者にも再々委託するために必要な経費
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他事業に関係ない経費
- ・ 支援対象の中小企業が支払う経費(社員の人件費・旅費、会議参加費、設備費、材料費、試験・評価費、委託研究費等)※あくまでも実証事業者の活動に係る経費が対象

18. その他

- (1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、事務局が現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。
- (2) 「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を十分ご確認の上応募してください。(https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html)

19. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
 中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課 イノベーションチーム
 E-mail: bzl-inobeka-gijutsu@meti.go.jp

お問い合わせは可能な限り電子メールでお願いします。なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「【問合せ】【イノベ P】令和6年度イノベーション・プロデューサー実証事業」としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上